

社会福祉士・国家試験対策用語集

児童・家庭福祉

アスペルガー症候群

[Asperger syndrome]

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。発達障害者支援法（2条1項）で発達障害の1つとされている。アメリカ精神医学会の最新の診断基準（DSM-5）では自閉症スペクトラム障害に含むとされた。

新しい社会的養育ビジョン

2016（平成28）年、児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であり、子どもの最善の利益を優先して発達環境を整えるべき指針が明示された。この実現のために2017（平成29）年8月に策定されたのが「新しい社会的養育ビジョン」である。「子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するために、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図る」ため、①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則の段階を追っての徹底、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的・在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底、等が具体的な改革目標として定められた。

新しい少子化対策について

2005（平成17）年、日本が1899（明治32）年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録した。こうした予想以上の少子化の進行に対処するために、2006（平成18）年6月に少子化社会対策会議において本対策が決定された。「子ども・子育て応援プラ

ン」の着実な推進にあわせ、すべての子育て家庭を支援するという視点のもとに、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの新しい子育て支援策や、働き方の改革に関する施策が推進されることになった。

育児休業

育児・介護休業法によって規定された、雇用労働者が育児のために休業することができる制度。労働者が申し出ることにより子が1歳（保育所に入所できない等の場合最長2歳）になるまで取得できる。父母ともに取得した場合には1歳2ヶ月まで延長可能。

意見表明権

児童の権利に関する条約には、12条で意見表明権が規定されている。締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。

石井十次

[1865-1914]

宮崎県に生まれる。19歳のときに洗礼を受ける。熱心なキリスト教信者。22歳のときに岡山孤児院を設立。ピーク時には1,200名の孤児を救済し、生涯を通して孤児救済に尽力した。また1909（明治42）年、当時のスラム街である大阪名護町に愛染橋保育所を開設した。

石井亮一

[1867-1937]

佐賀県に生まれる。1891（明治24）年の濃尾大地震の際に孤児を引き取り、それが契機となって東京に孤女学院を設立し、知的に遅れのある児童の教育

を行った。これは、のちに滝乃川学園となる。日本で最初の知的障害児施設、日本精神薄弱児愛護協会（現、日本知的障害者福祉協会）を結成するなど、知的障害児問題に一生を捧げた。

いちじほこ 一時保護

児童福祉法33条には、児童相談所長は、必要があると認めるときは、措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えることができるとされている。一時保護は、緊急保護、行動観察、短期入所指導の目的で実施される。2022（令和4）年の児童福祉法の改正により、児童相談所が一時保護を開始する際には、親権者等が同意している場合を除き司法審査が導入されることとなった（2024年より実施）。また、困難女性支援法に基づく女性相談支援センターでは、困難な問題を抱える女性とその同伴家族の一時保護が実施される。

いちてんごとな 1.57ショック

1989（平成元）年の合計特殊出生率が、それまで最低であった1966（昭和41）年の1.58を下回ったことを指す言葉。1966年は「ひのえうま（丙午）」の年にあたり、迷信により入びとが出産を控えたという特殊事情があった。この年よりも合計特殊出生率の低下が判明したことを「ショック」と表し、翌1990年は少子化が「問題」として認識される初年となった。

いとがかずお 糸賀一雄

[1914-1968]

鳥取県に生まれる。1946（昭和21）年、戦災孤児と知的障害児を収容する施設「近江学園」を設立し、園長となる。1963（昭和38）年には重症心身障害児のための施設「びわこ学園」を設立した。重度の障害をもつ子どもたちに恩恵を施すのではなく、障害をもつ子どもたちが主体的に生きていく社会の形成を志向した「この子らを世の光に」という言葉で知られる。

いりょうてき 医療的ケア児

人工呼吸器の使用、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが、日常的に必要な児童のこと。医学の進歩によりNICU等で長期に入院した後、在宅で生活

する医療的ケア児の増加を受け、2016（平成28）年の児童福祉法の改正により「その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう」連絡調整が可能な体制整備を行うことが、地方公共団体努力義務として規定された（56条の6第2項）。

ウィニコット

[Winnicott, Donald Woods 1896-1971]

絶対的依存状態にある乳児が、母親との依存関係を通して、相対的依存へと移行し、母親から分離していくとした。また、絶対的依存状態にある乳児が受ける「抱っこ」という概念が、乳児の基本的経験として必要であるとした。

エリクソン、E. H.

[Erikson, Erik Homberger 1902-1994]

生涯発達の視点から人生を8つの時期に分け、各発達段階にはその時期に中心的な発達課題があると論じた。青年期の課題としてアイデンティティの確立、その準備段階としてのモラトリアムの概念で知られている。

エンゼルプラン

正式名称「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」の通称である。1994（平成6）年、文部、厚生、労働、建設（旧省庁名）の4大臣合意により策定された少子化対策の最初の計画で、後の10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策が定められた。仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策として、保育所の量的拡大や低年齢児（0～2歳児）保育、延長保育等の多様な保育サービスの充実が目指された。

オーウェン

[Owen, Robert 1771-1858]

産業革命期の19世紀イギリスにおいて、児童労働禁止の立場から、1816年に「性格形成学院」を設立し、幼児の保護および教育をすすめた。人間の性格は、環境によって形成されるという性格形成論を唱えた。オーウェンの活動は、その後の工場法制定にも影響を与えた。

解離性障害

(dissociative disorder)

一般的には多重人格として知られているが、正確にはDSM-5の基準である解離性健忘（自伝的記憶の喪失）、解離性同一性障害（いわゆる多重人格）、離人感・現実感消失症（自分自身に対する非現実的感覚）、などが当てはまる障害と判断されるものである。虐待によって生じるとの説もあるが、議論も多く確定はできていない。

家庭裁判所

児童福祉法25条には、罪を犯した満14歳以上の児童を発見した場合は、家庭裁判所に通告しなければならないとされている。少年事件の保護処分には、保護観察所の保護観察、児童自立支援施設または児童養護施設への送致、少年院送致の種類がある。

家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している児童に対し、早期の家庭復帰が達成されることを目的に、保護者等への育児指導や相談等を行う専門職員のこと。

家庭児童相談室

福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談業務を強化するために設置された相談機関である。地域住民の比較的身近な相談機関としての役割が期待されている。家庭相談員および社会福祉主事が配置される。

家庭的保育事業

児童福祉法に規定される事業の1つで、いわゆる「保育ママ」である。市町村が乳児または幼児が保育を必要とすると認める場合において、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。「家庭的保育事業ガイドライン」が定められており、家庭的保育者の定義（市町村長の認定を受け家庭的保育を行う者）等が明記されている。保育を必要とする3歳児未満（必要に応じて3歳以上）の乳幼児を対象とする家庭的保育事業については、子ども・子育て支援法（7条5項）に地域型保育事業の1つとして位置づけられている。

感化法

1900（明治33）年、非行少年等を教育や保護によって感化することを目的として制定された法律。その後、都道府県の義務として感化院が設置された。1933（昭和8）年に少年教護法となり、1947（昭和22）年には児童福祉法のなかに教護院が位置づけられ、少年教護法は廃止された。

救護法

第一次世界大戦末期には、物価高騰による生活苦を背景に米騒動や労働運動が勃発し、これらの社会不安を受けて政府は社会事業対策を打ち出していく。1874（明治7）年に制定された恤救規則ではますます深刻化する国民の救貧対策に対応できなくなり、それに代わるものとして救護法が1929（昭和4）年に制定されたが、財源難から3年遅れて施行された。対象者は、65歳以上の老人、13歳以下の幼者、妊娠婦、病人であり、労働能力のある者はその対象とされなかった。

くるみんマーク／プラチナくるみんマーク

次世代育成支援対策推進法に基づき行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなど、一定の要件を満たした企業が申請を行い、厚生労働大臣から認定されることで使うことができる子育てサポート企業マークのこと。特に厳しい基準を満たし特例認定を受けた場合にはプラチナくるみんマークとなる。子育てに理解がある優良企業であるというアピールができることと、税制優遇措置などのメリットがある。

結社・集会の自由

児童の権利に関する条約（1989年）15条には、「締約国は、結社の自由および平和的な集会の自由についての児童の権利を認める」とし、「民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課すことができない」として、締約国の責務を明らかにしている。

健康診査

母子保健法における健康診査は、疾病や発達の遅れを見出し、適切な指導を行うため、妊娠および乳幼児に対して市町村が実施している。幼児について

は、1歳6か月児健診と3歳児健診が実施される。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計から算出したもので、1人の女性が一生の間に産む平均的な子どもの数とみなされる。2020（令和2）年の日本の数値は1.33で、人口維持に必要な水準の2.06を大きく下回っている（2022年「人口統計資料集」）。

子育て支援事業

市町村は、児童の健全な育成に資するため、放課後児童健全育成事業や子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業等の実施に努めなければならない（児童福祉法21条の9）。また、放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならず（同法21条の10）、子育て支援事業に関し、必要な情報の提供を行うものとされている（同法21条の11）。

こども家庭センター

「全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う」機関。2023年4月に内閣府の外局として創設される「こども家庭庁」が所管する。設置は市区町村の努力義務となる。従来、市区町村に設置されている児童福祉に関する相談支援拠点や、母子保健型の「子育て世代包括支援センター」の意義や機能は維持した上で組織を見直し、より包括的な相談支援を行う。具体的には、妊娠届から妊娠婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を実施する。

こども家庭庁

こども施策を総合的に推進するために、新たに内閣総理大臣直属の機関として内閣府の外局に設置される行政機関（2023年4月発足）。心身の発達の過程にあるこどもが、自立した個人として等しく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、政策の企画・立案・調整等を実施する。これまで各省庁の縦割りの中で実施されてきたこどもに関する施策を有機的にまとめると共に、省庁で扱う問題の谷間となり見過ごされてきた施策を実施することで、歯止めのかからない少子化や、虐待、いじめ、貧困など

こどもの権利侵害の状況を改善していくことをめざす。庁内の特別の機関として内閣総理大臣を会長とする「こども政策推進会議」が設置される。

こども基本法

こども施策を総合的に推進することを目的として新たに制定された法律（2022〔令和4〕年）。こども家庭施策に関する基本理念を示すとともに、こどもを「心身の発達の過程にある者」と定義し、その養育は「家庭を基本として行われる」という認識を示した。次代の社会を担う全てのこどもが最善の利益を保障されて育つことのできる社会の実現のために、国・地方公共団体がこどもの状況に応じた施策を実施する責務を定めたほか、事業者にも雇用環境の整備について努力義務を課している。施行期日は2023年4月。

こども・子育て応援プラン

2004（平成16）年、少子化社会対策会議決定「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」のこと。2002（平成14）年の「少子化対策プラスワン」とともに、次世代育成支援対策行動計画策定（2005年から10か年計画）にあたってのガイドラインを提示している。その後、2010（平成22）年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定により、2014（平成26）年度までの子ども・子育て支援に関する具体的な内容が示された。

こども・子育て支援給付

子ども・子育て支援法に規定された給付で、子どものための現金給付（児童手当）と、子どものための教育、保育給付（施設型給付費・特例施設型給付費・地域型保育給付費・特例地域型保育給付費）及び子育てのための施設等利用給付がある。

こども・子育て支援法

急速な少子化の進行、家庭や地域環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付など必要な支援を行って、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指す法律で、2012（平成24）年に制定された。その内容は、子ども・子育て支援給付、認定こども園・幼稚園・保育所といった特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事

業、子ども・子育て支援事業計画、子ども子育て会議等から構成されている。

コルチャック

(Korczak, Janusz 1878-1942)

ユダヤ系ポーランド人。ポーランドの小児科医、児童文学作家で教育者でもあった。1911年からユダヤ人孤児のための孤児院「ドム・シェロト」の院長となる。ホームの運営を子どもたちの自治によって行うことを主導し、「子ども裁判」「子ども議会」などを生み出した。ナチスのユダヤ人絶滅政策により、200名の子どもたちと運命を共にし、ガス室に送られ生涯を終えた。子どもを人権の主体と考えるその実践は、「児童の権利に関する条約」につながった。

困難女性支援法

正式名称は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」。DVや性被害、貧困など、多様化する困難に直面する女性を自立に向けて包括的に支援することを目的として2022(令和4)年に成立した(2024年4月施行)。従来は売春防止法に基づく「婦人保護事業」として実施されていた支援を現代の状況に合わせるとともに、国が支援に関する基本方針を示し、それに基づき都道府県が計画を策定することを義務づけた。

里親

要保護児童の養育を希望し、要件を満たして里親名簿に登録された者等。委託の措置は都道府県知事(指定都市・児童相談所設置市は市町)がとる。里親の種類には、「養子縁組を希望する里親」のほか、「親族里親」「養育里親」があり、養育里親には「専門里親」が含まれる。児童に対する監護、教育、懲戒に関する権限が定められている(47条3項)。

里親委託

児童相談所長は、要保護児童発見者の通告(児童福祉法25条)を受けた児童等について、里親に委託した乳児院、児童養護施設等に入所させる必要があると認めたときは、都道府県知事に報告することとなっている。その際、都道府県知事は里親委託等の措置を探らなければならない。

里親支援センター

2022(令和4)年の児童福祉法改正により新設された里親支援事業を行う児童福祉施設。里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、施設入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。

次世代育成支援対策推進法

2003(平成15)年制定。地域における子育ての支援等の実施に関する、市町村行動計画や都道府県行動計画が、この法に基づき、前期計画(2005~2009年度の5か年)および後期計画(2010~2014年度の5か年)として策定された。一般事業主および特定事業主が行動計画を策定した場合、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。また、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象は、常時雇用者101人以上の事業主となっている。当初2015(平成27)年3月31日までの时限立法だったが、2025年3月31日まで延長された。

思想、良心、宗教の自由

児童の権利に関する条約14条において、締約国は、児童が思想、良心および宗教の自由についての権利行使するに当たり、父母等が、児童の発達能力に適合する方法で指示を与える権利と義務の尊重を規定して、締約国の責務を明らかにしている。

市町村の業務

児童および妊産婦の福祉に関し、必要な実態の把握、必要な情報の提供、家庭その他からの相談に応ずるなどの業務のほか、子育て支援事業の実施、保育の実施、障害福祉サービスの提供、乳幼児の健康診査、児童扶養手当支給の申請受理や支給決定、児童手当の認定支給等の業務を実施する。

児童

児童福祉法4条では、児童を「満18歳に満たない者」と規定し、さらに乳児、幼児、少年に分類している。しかし、国内で適用される法令の種類によってその範囲や名称が異なる。児童の権利に関する条約では、「18歳未満のすべての者」を児童としている。

児童委員

児童福祉法 16 条には、市町村の区域に児童委員を置くと規定されている。民生委員を兼ねることにより、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱する。その職務は、児童および妊産婦の状況把握、情報提供、援助および指導等である。また、要保護児童発見者は、児童委員を介して通告することができる（児童福祉法 25 条および児童虐待防止法 6 条）。

児童委員の活動要領

雇用均等・児童家庭局長通知「児童委員の活動要領の改正について」（2004〔平成 16〕年）の別添。児童委員の職務や活動内容の明示のほか、主任児童委員の職務についても明示されている。

児童家庭支援センター

児童福祉法 44 条の 2 において、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行い、また児童相談所、児童福祉施設との連絡調整等を行う児童福祉施設である。児童福祉施設に附置する（ただし附置を要件としない）ものとされている。

児童虐待

2000（平成 12）年に児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）が制定され、児童虐待の定義が明示された。①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、④心理的虐待の 4 種別に分類される。

児童虐待等の場合の措置

児童福祉法 28 条には、保護者の児童虐待等の場合の都道府県の措置が規定されている。また、虐待等により、児童を里親に委託し、または乳児院等に入所させようとする時は、家庭裁判所の承認をとることになっている。家庭裁判所は、当該保護者への指導措置をとるよう都道府県に勧告することができる。

児童虐待の早期発見

児童虐待防止法 5 条には、児童の福祉に業務上関係のある団体や、児童の福祉に職務上関係のある者

は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないとされている。

児童虐待防止法

正式名称は「児童虐待の防止等に関する法律」。2000（平成 12）年制定。児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防および早期発見、国および地方公共団体の責務、児童の保護および自立支援のための措置等を定め、児童虐待の防止等に関する施策の促進を目的とする法律である。都道府県知事は、当該保護者に対する出頭要求、立入調査、再出頭要求および当該児童の臨検、捜索等をさせることができる。2019（令和元）年 6 月（2020〔令和 2〕年 4 月施行）の改正により、親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことになった（14 条）。

児童憲章

児童福祉法で示された理念を普及させるために制定された、すべての児童の幸福をはかるための日本独自の宣言。1951（昭和 26）年のこどもの日（5 月 5 日）に制定され、3 項目から成る前文のほか、全 12 条から成り立っている。

児童健全育成施策

児童福祉法 2 条には児童（健全）育成の責任が明記されている。児童厚生施設（児童館、児童遊園）の整備、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の整備、地域組織活動（母親クラブ）の促進、児童環境づくり基盤整備事業、社会保障審議会福祉文化分科会による児童福祉文化財の推薦等が実施されている。

児童厚生施設

児童福祉法 7 条における児童福祉施設の 1 つ。同 40 条において児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする施設とされている。「児童の遊びを指導する者」を置くことになっている。

児童指導員

児童福祉施設に配置される児童の指導に関する専門職種である。児童の施設生活全般に関する援助業務

のほか、家庭環境との関係調整等の相談業務にも関わることになるが、現場では保育士等との連携において職務が遂行されることになる。

児童自立支援施設

児童福祉法7条における児童福祉施設の1つ。同44条では、不良行為をなし、またはなすおそれのある児童および家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することに加え、退所した者について相談その他の援助を行うことを目的としている。児童自立支援専門員および児童生活支援員が配置される。都道府県は児童自立支援施設を設置しなければならない(児童福祉法施行令36条)。

児童自立支援専門員・児童生活支援員

児童自立支援施設に置かなければならない職員(児童福祉施設の設備および運営に関する基準80条のこと。おおむね児童5人につき1人以上配置することとされている。児童自立支援専門員は児童の生活指導を担い、児童生活支援員は児童の生活支援を担うこととされている。

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

児童福祉法6条の3に規定された事業で、いわゆる自立援助ホームのことをいう。義務教育を終了した児童または児童以外の満20歳に満たない者であつて措置解除等をされた者や、大学などに通学する満22歳未満の者への住居の提供や日常生活上の援助、相談、生活指導、就業指導などをを行う。児童相談所の措置によって開始される。近年では施設への措置を経ないで直接措置される者も増えている。第二種社会福祉事業である。

児童心理司

児童相談所に配置されている心理判定や心理療法などを行う心理の専門職。2016(平成28)年の児童福祉法改正で、児童相談所に義務設置されることが規定された。

児童心理治療施設

2016(平成28)年の児童福祉法改正により情緒障

害児短期治療施設から名称変更されたもので、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、または保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設(2017[平成29]年4月施行)。現在は被虐待児の入所が多い。

児童相談所

都道府県・政令指定都市に必置。児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識および技術を必要とするものに応じる役割や、必要な判定・指導、児童の一時保護の実施等を業務とする。また、市町村に対し必要な援助・相互間の連絡調整等や障害者総合支援法に規定する業務等も実施する。また児童福祉法には、児童相談所長の役割や採るべき措置が規定されている。2006(平成18)年には中核市、2016(平成28)年には特別区も設置できることとなった。

児童相談所運営指針

児童相談所の相談の種類や内容を示した運営指針である。児童相談所の業務は自治体単位であるため、国のガイドラインとしての役割をもたせた通知である。2016年(平成28)年9月の改正では、「子どもの最善の利益の優先」が加えられ、また「児童」が「子ども」と表現されるようになった。2018(平成30)年7月の改正では、転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底や、引継ぎが完了するまでの間は、児童福祉司指導および継続指導を解除せず、援助を継続することが明記された。2022(令和4)年3月の改正では、児童福祉司スーパーバイザーの専門性の強化、弁護士の配置、里親支援について規定された。

児童手当

2012(平成24)年度から、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やか

な成長に資することを目的とする新しい児童手当が実施されている。支給対象は、中学生までとして所得制限を設けた。所得制限額未満の者には、月額1万円あるいは1万5,000円が支給される。また、費用負担については国と地方の負担割合を2:1とし、被用者の3歳未満児（所得制限額未満）への支給に要する費用については15分の7を事業主の負担とする（公務員分は所属庁の負担）。

児童の権利宣言

1959年、国連採択。児童に固有の権利を保障する初めての国際宣言である。しかし、あくまで「宣言」にとどまるため、国際的な法的拘束力を持たせることに限界があり、後の「児童の権利に関する条約」（1989年）を待つことになる。

児童の権利に関するジュネーブ宣言

1924（大正13）年に当時の国際連盟によって採択された国際宣言である。第一次世界大戦によって犠牲になった子どもたちの事態を国際的に反省し制定された背景がある。国際宣言はその後、「世界人権宣言」（1948年国際連合）、「児童の権利宣言」（1959年国際連合）と続く。

児童の権利に関する条約

1989（平成元）年、国際連合にて採択された国際条約。日本は1994（平成6）年に批准した。第二次世界大戦により子どもたちが犠牲になった国際的反省のもと、ポーランド政府による起草により初の子どものための国際条約として採択され、初めて「意見表明権（12条）」が示された。

児童の最善の利益

児童の権利宣言（1959年）において初めて示された理念。同2条に、「児童は、特別の保護を受け、…この目的のために…児童の最善の利益について、最高の考慮が払われなければならない」とある。その後、「児童の権利に関する条約」（1989年）3条においても、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な…いすれかによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と表記された。2016（平成28）年改正の児童福祉法ではこの理念が明

文化された。

児童の年齢区分と関係諸法

児童福祉法では「児童」を「満18歳に満たない者」と規定している（1歳未満「乳児」、満1歳から小学校就学前「幼児」、小学校就学始期から18歳未満「少年」）。また、児童手当法では「児童」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」と規定している。一方、母子および寡婦福祉法や少年法では「20歳に満たない者」をそれぞれ「児童」「少年」と規定するなど、根拠法令によって子どもの定義が異なっている。

児童の発達理論

子どもの発達段階と発達課題についての諸理論が整理されている。たとえばエリクソン（Erikson, E. H.）は、人間の発達段階における発達課題を基本的信頼、自律、自発性、勤勉、同一性、親密さ、生殖性、自我の統合の8段階に整理した。

児童発達支援

障害児を児童発達支援センターその他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものである（児童福祉法6条の2第2項）。

児童福祉司

児童相談所で中核的な役割を果たす任用資格である。当該区域において、児童の保護その他の児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努めることを職務とする。児童福祉法13条には、児童福祉司の任用条件が定められている。厚生労働大臣の指定する学校等を卒業または修了した者。大学において専修する学科等を卒業し定める施設において1年以上相談援助業務に従事したもの。医師。社会福祉士。公認心理師。社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者等となっている。なお、精神保健福祉士は社会福祉士と同等とみなされ、任用資格をもつ。

児童福祉施設

児童福祉法7条には12種類の児童福祉施設が規定

されている。児童福祉施設は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において設備および運営についての最低基準が定められることになっている。

児童福祉施設の職員

国家資格としての保育士（保育所、児童養護施設等）のほか、任用資格としての児童指導員（児童養護施設等）、児童自立支援専門員・児童生活支援員（児童自立支援施設）、児童の遊びを指導する者（児童厚生施設）、母子支援員・少年を指導する職員（母子生活支援施設）が、各児童福祉施設に配置される。その配置基準は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定される。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

「児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない」（4条）ことになっている。また、その基準によって、「入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障」（2条）される。

児童福祉審議会

都道府県および指定都市に義務設置される児童福祉に関する調査審議を行う機関。行政の一方的な判断にならないように広く関係者の意見を反映させるためのもので、行政の諮問、意見具申機関としての性格を持つ組織。

児童福祉の原理

児童福祉法には児童の福祉を保障するための原理が規定されている（1～3条）。2016（平成28）年の改正により「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」（1条）とされた。

児童福祉法

児童保護だけにとどまらず、児童における「福祉」を助長しなければならないとして、1947（昭和

22）年12月に制定・公布され、翌年実施された。それまでの児童保護に関する立法である「児童虐待防止法」や「少年教護法」などを吸収した総合立法である。2008（平成20）年の改正により、子育て支援事業および家庭的保育事業を法律上に位置づけ、里親制度の改正や小規模住居型児童養育事業の創設等が定められた。2012（平成24）年の改正においては、児童福祉施設が12種類に再編された。2016（平成28）年の改正では「児童の最善の利益の優先」が理念に加えられた。

児童福祉法の対象の定義

「児童」を「満18歳に満たない者」とし、そのうち「乳児」を「満1歳に満たない者」、「幼児」を「満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者」、「少年」を「小学校の始期から、満18歳に達するまでの者」としている。また、「障害児」を身体に障害のある児童、知的障害のある児童、発達障害を含む精神に障害がある児童のほか、難病の児童について規定している。さらに、「妊娠婦」を「妊娠中または出産後1年以内の女子」と定義している。

児童扶養手当

「児童扶養手当法」（1961年制定）に規定。母子家庭や父子家庭の生活の安定と自立の促進を通して児童の福祉の増進を図ることを目的とする手当である。支給は、所得による支給制限があるが、母子・父子家庭とも対象となった。なお、「児童」とは18歳に達する日以降、最初の3月31日までをいい、心身におおむね中程度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳まで手当が受けられる。

児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする児童福祉施設である。最近では、心理療法担当職員の配置のほか、2000（平成12）年度から地域小規模児童養護施設（グループホーム）が開始されている。5年に一度、「児童養護施設入所児童等調査結果」（最新平成30年2月）が、厚生労働省により発表されている。

自閉症スペクトラム障害

2013年のアメリカ精神医学会の最新の診断基準(DSM-5)で示されたもので、それまで、細かく分けていた広汎性発達障害やアスペルガー障害などを、1つの連続体(はっきりと区別するのではなく、さまざまな症状が連続してあらわれるもの)として表した。自閉症スペクトラム障害の特性としては、社会性(人とのコミュニケーションが苦手等)や行動(同じ行動を繰り返す、こだわりがある)、言語(オウム返しのような反復等)、知的発達(遅れやばらつきがある)などがあるが、これらも個人差があり、明確にすべての人に見られるというわけではない。また、特性があるだけでは障害といえば、そのことによって社会生活に困難を抱えている場合に用いられる。

社会的養護

保護者がいない、または保護者のもとで養育させることが適切でない児童に対し、国や地方公共団体、地域など社会的な支えによって、児童の養育を支えていく仕組み。日本では児童養護施設などの施設を利用した自立支援が中心で、里親への措置は未だに割合が小さい。

出生数の推移

日本の年間出生数は、第1次ベビーブームの頃が約270万人(1949〔昭和24〕年)、第2次ベビーブームの頃が約209万人(1973〔昭和48〕年)。いわゆる「1.57ショック」の根拠となった1989(平成元年)は、約124.7万人。2021(令和3)年は約84.2万人で14年連続で減少し、過去最低の出生数となっている(人口動態統計)。

主任児童委員

児童委員のうちから主任児童委員が厚生労働大臣によって指名される(児童福祉法16条3項)。担当区域を持たず、児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助および協力を行う(同17条2項)。

障害児

児童福祉法4条の2により、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法2条2項に限定する発達障害児を含む)または治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律4条1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての児童に対して行われる事業で、障害児の特性や家庭環境などを配慮して障害児支援利用計画を立てる障害児支援利用援助と、その見直しを行っていく継続障害児支援利用援助とがある。

障害児通所支援

従来の細分化されていた障害児に対する支援(児童デイサービスや知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設など)が再編されてできた事業。児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス(特別支援学校などに通う障害児の放課後や休日などの支援)、保育所等訪問指導(障害児が通う保育所等に専門職が訪問し相談支援等に応ずる)から成る。市町村が窓口となって対応する。2022(令和4)年5月の児童福祉法の改正により、医療型児童発達支援は、児童発達支援に一元化される(2026年4月施行)。

障害児入所施設

知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設といった障害児が入所していた施設が統合され、2012(平成24)年4月より一本化された。障害の重度化等を踏まえ、複数の障害に対応できるようにする目的があった。福祉型と医療サービスも提供する医療型がある。入所の手続きは都道府県(児童相談所)が窓口となる。

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

児童福祉法に規定される事業の1つであり、社会福祉法に規定される第二種社会福祉事業である。保護

者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業（当該児童5人または6人の規模）である。このような事業を行う住居を「ファミリーホーム」と称する。3人以上の養育者を置かなければならず、その養育者は一定の要件を満たす者でなければならない。

少子化社会対策大綱

「少子化社会対策基本法」（7条）に基づく、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針。2004（平成16）年、2010（平成22）年（子ども・子育てビジョン）、2015（平成27）年に続き、2020（令和2）年に閣議決定された。2024年度までの子ども・子育て支援に関する整備目標が掲げられた。おおむね5年後を目途に見直しが行われる。

少年

児童福祉法4条では、児童を「18歳に満たない者」とし、そのうち少年を「小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者」と規定している。民法では、2022（令和4）年の法改正により「年齢18歳をもって、成年とする」（4条）と規定することにより、18歳未満を未成年者としている。少年法では「20歳に満たない者」を少年としているが、18歳・19歳の者については特定少年として、重罪を犯したときは、成年と同様の審議が行われることになった。

少年院

少年院法によって規定されている生活指導、職業指導などを行う矯正施設で、行った非行の程度や年齢等を考慮し、家庭裁判所の審判によって保護処分の1つとして入院が決定される。おおむね12歳以上で心身に障害がない者が入る第1種、犯罪傾向が進んだおおむね16歳以上の者が入る第2種、心身に障害がある者が入る第3種、刑の執行を受ける者が入る第4種、特定少年対象の第5種がある。在院期間は成人とは異なり、細かい期限は決められていない。

少年教護法

1933（昭和8）年制定。少年（14歳未満）に対する教育的保護、少年教護院（感化院から名称変更）の

規定等が実施された。それまでの感化法（1900〔明治33〕年）に代わる法律であり、1947（昭和22）年に児童福祉法が制定されるまで実施された。

少年法

少年（20歳未満）の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正および環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年および少年の福祉を害する成人（20歳以上）の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする法。心身が未成熟で社会的経験の乏しい少年を対象とする同法は、刑法・刑事訴訟法の特別法にあたる。

女性自立支援施設

困難女性支援法の施行に基づき、現在の「婦人保護施設」から2024年4月に名称変更される。都道府県や市町村、または社会福祉法人が設置する生活型施設。困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援、また、退所した者についての相談等を行う。支援対象者が児童を同伴する場合は、その児童の学習・生活も支援する。

女性相談支援員

困難女性支援法に基づき、女性相談支援センター等でさまざまな困難を抱える女性の支援にあたる専門職。現在の「婦人相談員」から2024年4月に名称変更される。その職務は、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行うことである。都道府県、女性相談支援センターを設置する指定都市には配置が義務づけられており、市町村は配置に努めることが規定されている。

女性相談支援センター

困難女性支援法に基づき都道府県が義務設置する機関である（指定都市は任意設置）。現在の「婦人相談所」から2024年4月に名称変更される。家族の問題や妊娠や出産、配偶者からの暴力など女性が抱える問題全般について、女性相談支援員など専門の相談員が電話や面接での相談に応じ、医学的・心理的な援助や関連制度に関する情報提供等を提供する。必要に応じて一時保護を行う機能もある。2002

(平成 14) 年から、配偶者暴力相談支援センターの機能も担っている。

じりつしょんいりょう 自立支援医療

障害者総合支援法に規定された医療費の支給制度。身体に障害のある児童に対する育成医療、身体障害者に対する更生医療、および精神障害者に対する精神通院医療の3種類からなる。障害に関わる公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消し、医療費の多寡と所得の多寡に応じた、公平な負担を求めるもの。

じりつしょんけいかく 自立支援計画

児童養護施設等では、衣食住を保障することのみならず、あわせてその自立を支援することを目的とすることから、児童の個別的な自立支援計画を策定する。策定の際には、能力や年齢に応じて子ども本人の意向を反映すること、保護者の意向を確認した上で、子どもの権利保障を重視して作成することが求められる。

しんけん 親権

未成年の子に対する親の権利義務。身辺監護（監護教育の権利義務、居所指定権、懲戒権、職業許可権）と財産管理に大別でき、父母が共同して行う。養子は養親が、非嫡出子は母が親権者となる。父母が離婚すると一方が親権者となり、協議離婚以外では家庭裁判所が決定する。子への利益相反行為は禁止され、財産管理では自己のためにする程度の注意義務を負う（善管注意義務より低い）。

しんけんそうしつせんこく しんばんとう せいきゅう 親権喪失宣告の審判等の請求

父または母による親権の行使が困難または不適当であることにより子の利益を害するときに、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人または検察官や、児童相談所長が親権喪失宣告の請求を家庭裁判所に対して行うことができる（民法 834 条の 2、児童福祉法 33 条の 7）。

しんけん いちじていし 親権の一時停止

2012（平成 24）年 4 月から始まった制度で、親権者の行為が子の利益に反するとき、一時的に親権を停止させることができる。日本における親権はとても重く、喪失宣告の請求も審判の決定も少ないこと

から作られた。親権停止中は、未成年後見人が選任され、子どもの権利を守るとともに親権を停止するに至った原因を取り除き、親子再統合について検討される。停止期間は 2 年まで、延長するには家庭裁判所での再審理が必要となる。親権の一時停止中は、一時保護中は児童相談所所長が、施設委託中は施設が親権を代行することが定められた。

しんけん に行うもの 親権を行う者

民法 820 条には「親権を行う者は、子の監護および教育をする権利を有し、義務を負う」と規定され、同 818 条において「成年に達しない子は、父母の親権に服する」ことになっている。なお、里親は、受託中の児童で親権者のあるものについても、監護、教育、懲戒に関する必要な措置をとることができる（児童福祉法 47 条 3 項）。

だい いち じ 第 1 次ベビーブーム / 第 2 次ベビーブーム

1949（昭和 24）年の日本の出生数は戦後最高の約 270 万人で、この年を含めた出産ブーム（1947～49 年）を第 1 次ベビーブームという。また、第 1 次ベビーブーム世代が出産時期を迎えた 1973（昭和 48）年には出生数が 209 万人となり、この前後を含めた出産ブーム（1971～74 年）を第 2 次ベビーブームという。

だい いっ かい かいぎ じどうふくしきはくあかんかいぎ 第 1 回ホワイトハウス会議（児童福祉白亜館会議）

アメリカホワイトハウス（白亜館）にて、大統領によって召集され開催されるアメリカ国内の全国児童福社会議。1909 年に第 1 回会議が開催され、家庭との関連を重視した児童福祉のあり方が勧告された。その後、約 10 年間ごとに全国児童福社会議が開催されている。

たかぎ けんじ 高木 健次

[1888-1963]

肢体不自由児に対する治療と教育を兼ねた社会的な療育の必要性を主張した。「肢体不自由」名称の命名者。日本初の肢体不自由児のための学校「光明学校」の設立（1932〔昭和 7〕年）、園長を務めた「整肢療護園」（1942〔昭和 17〕年）の実践を経て、戦後、肢体不自由児施設が児童福祉施設として位置づけられるのに尽力した。

地域子育て支援拠点事業

これまでの「つどいの広場事業」と「地域子育て支援センター事業」の両事業を、2007（平成19）年より「ひろば型」、「センター型」、「児童館型」の3類型に分類し、さらに、2012（平成24）年度からは、「ひろば型」と「センター型」を「一般型」に、「児童館型」を「連携型」に再編したもの。地域子育て支援拠点事業は、児童福祉法に規定される事業の1つであり、社会福祉法に規定される第二種社会福祉事業である。また、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の1つでもある。

地域型保育事業

主に3歳未満の子どもをもつ利用者に、多様な保育の選択肢を提供する目的で設置された。0～2歳の待機児童対策および人口減少地域の保育施設の確保方策の面もあわせもつ。市町村、民間事業者等を事業主体とし、市町村により認可され、子ども子育て新制度の「地域型保育給付」の対象となる。6～19人の小規模保育事業、1～5人を保育者の自宅等の場所で保育する家庭的保育事業、事業所の従業員の子どもと保育を必要とする地域の子どもを合わせて保育する事業所内保育事業、保育を必要とする子どもの自宅に保育者が出向く居宅訪問型保育事業、の4種類が、児童福祉法に規定されている。

地域小規模児童養護施設

2000（平成12）年につくられた児童養護施設の分園にあたる小規模な生活の場をいう。社会的自立を図るために、住宅街の中などに通常の民家を用意し、そこで6人程度の児童が生活する、いわゆるグループホームである。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

[attention-deficit hyperactivity disorder]

課題の持続が難しく1つの活動に集中できず、気が散りやすい注意の障害と、じっとしていなければならぬ状況でも過度に落ち着きがないといった多動性・衝動性を示す障害のこと。

DV 防止法

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護等に関する法律」。2001（平成13）年10月施行。配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための国や地方公共団体の責務等を明記している。また都道府県に配偶者暴力相談支援センターの設置を定めている。2004（平成16）年改正では、保護命令の対象範囲が拡大され、さらに2007（平成19）年の改正では、保護命令制度の拡充が図られた。2013（平成25）年改正では、法律名称の一部が「被害者の保護」から「被害者の保護等」に変更され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者が法の適用対象に含まれた。

特定妊婦

出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことで、児童福祉法6条の3第5項に規定されている。内容としては、夫婦の不仲や親の精神疾患や知的遅れ、家計が不安定な家の妊婦が想定され、児童虐待など養育のリスクを抱えやすい妊婦であるとみなされる。特別な配慮・支援が必要とされる。

特別児童扶養手当

この手当は、精神または身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満で精神または身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母またはその他の者を対象とする。

特別養子縁組

実親との法律上の親子関係を消滅させ、安定した養親子関係を成立させるための制度である。児童が6歳未満であることが条件であったが、2019（令和元）年6月に民法の一部が改正され、養子となる者の年齢の上限が原則15歳未満に引き上げられた。児童福祉司による支援期間を設け、養親は一定の研修的期間を経ることが条件である（民法817条の2～2）。社会的養護の範囲には入っていないものの、2016（平成28）年の児童福祉法改正により、養子縁組に関する相談・支援が都道府県の業務として位置づけられることとなった。

都道府県の業務

児童福祉法には、都道府県の業務が定められている（11条）。市町村の業務に関する必要な援助、児童および妊産婦の福祉に関する広域的な実情の把握、児童に関する家庭その他からの相談のうち専門知識や技術を必要とするものへの対応、児童およびその家庭への必要な調査や判定業務、児童の一時保護、里親についての相談援助業務などである。その他、児童相談所の設置（12条）、児童福祉施設の設置・認可・廃止等に関する業務（35条）等のほか、児童福祉施設の設置および運営について、条例で基準を定めなければならないことになっている（45条）。

都道府県の採るべき措置

児童福祉法には、都道府県の役割や採るべき措置が規定されている。たとえば、要保護児童発見の通告（25条）を受けた児童に対し児童相談所の採るべき措置に関する報告を受けたとき（26条）または少年法の規定による送致のあった児童につき、必要な措置を探らなければならない（27条）。

留岡幸助

〔1864-1934〕

感化教育事業の第一人者。1899（明治32）年、東京巢鴨に感化院「家庭学校」を設立するなどして、1900（明治33）年制定の感化法に大きな影響を与えた。1914（大正3）年には、北海道家庭学校を設立し、小舎夫婦制による実践を行った。

乳児院

乳児を入院させて養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設である。特に必要のある場合には、幼児を含むことができる。看護師等の配置が原則だが、一定の条件の下、保育士または児童指導員をもってこれに代えることができる。

乳児家庭全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん事業）

児童福祉法に規定される事業の1つであり、社会福祉法に規定される第二種社会福祉事業である。市町村における実施の努力義務が課されている。市町村区域内のすべての乳児（原則として生後4ヶ月を迎

えるまでの乳児）のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、養育環境等の把握を行い、養育についての相談援助を行う事業をいう。「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」が定められており、事業の実施内容や実施方法等が明記されている。

認可外保育施設

児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設のこと。認可外保育施設は、児童福祉法59条の2の規定に基づき、事業の開始の日から1ヵ月以内に都道府県知事に届けなければならないことになっている。また設置者は、毎年、運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

妊娠婦

妊娠中の女子または出産後1年以内の女子をいう（児童福祉法5条、母子保健法6条）。

認定こども園

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（2006年制定）の規定による公示がされた施設をいう。小学校就学前の子どもに対し、教育・保育を一体的に提供するほか、地域における子育て支援を行うことも求められる。

野口幽香

〔1866-1950〕

1900（明治33）年、日本で最初の託児所となる「貧民幼稚園」（二葉幼稚園）を設立した。また1922（大正11）年、「母の家」を付設し、母子寮の先駆となった。

発達障害

脳の生まれつきの機能障害により、社会生活を送ることに困難を抱えている状態（の人）をいう。コミュニケーションや対人関係を作ることが苦手な人が多く、それゆえ、さまざまなトラブルが発生しやすい。発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害で、その症状が通常低い年齢において発現するものと定義しているが、DSM-5では、自閉症スペクトラム障害という表現を使って整理している。都道府県が設置する発達障害者支援センター

等が相談の専門機関である。

ピアジェ

(Piaget, Jean 1896-1980)

スイスの児童心理学者。子どもの認知発達の研究から発生的認識論を提唱した。認知発達の4つの段階（感覚運動期、前操作期、具体的操作期、抽象的操作期）や子どもの知能や心性の研究、保存の概念などで有名。

ひそちじどうさくたい 被措置児童虐待

児童福祉施設や里親への措置、一時保護などが行われている児童に対し、施設職員や児童相談所などの行政機関職員、里親が不適切な行為を行うことをいう。被措置児童虐待は絶対にあってはならないが、万が一発見したものは、速やかに、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会、もしくは市町村に通告しなければならない（児童委員を介して通告也可）。

ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援活動支援事業）

住民同士の支え合いを基本として、利用会員と援助会員が子育てを協力しながらしていく仕組みをいう。たとえば子どもの送迎などはその一例である。2015（平成27）年度からの子ども子育て支援新制度発足に伴い、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた（児童福祉法6条の3第14項）。

ほいくし 保育士

児童福祉法18条の4に定義される国家資格である。登録を受けることが前提となり、保育士の名称を用いて、専門的知識および技術をもって、児童の保育のほか、児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。また、信用失墜行為の禁止等が規定されている。

ほいくし 保育士の責務

保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、および助言を行うために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならないことになっている（児童福祉法48条の4第2項）。

ほいくし ひみつほじぎむ 保育士の秘密保持義務

国家資格である保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない義務がある。この義務は、保育士でなくなった後においても同様であることになっており（児童福祉法18条の22）、違反した者には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる。

ほいくし めいしうどくせん 保育士の名称独占

保育士は、児童福祉施設でその職に就いているかどうかにかかわらず、その名称を使用することができる。また、保育士でない者は、保育士や保育士に紛らわしい名称を使用してはならない（児童福祉法18条の23）。この規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処せられることになっている。

ほいくしょ 保育所

保育を必要とする乳児および幼児、また特に必要があるときは他の児童を日々保護者の委託を受けて、保育することを目的とする児童福祉施設である。保育士、嘱託医および一定の条件の下に調理員を置かなければならぬことになっている（児童福祉施設の設備および運営に関する基準33条）。児童福祉法に規定される保育所を「認可保育所」と称する。

ほうかこどもどうけんせんいくせいじぎょう ほうかこども 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校に就学している児童を対象とする第二種社会福祉事業である。保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、児童厚生施設等を利用しながら、授業の終了後に適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業である。

ほうかこども 放課後等ディサービス事業

2012（平成24）年に児童福祉法に規定された事業。幼稚園、大学を除く学校通学中の障害児に放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための支援等（現在は「訓練等」、2026年より変更）を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進し、放課後等の居場所づくりを推進することを目的とする。

ほけんし じょさんし 保健師・助産師

保健師助産師看護師法に規定される国家資格であ

る。保健師は、保健所や市町村保健センター、医療機関等において、母子保健、精神保健等の分野の保健活動に専門的に関わる。助産師は、病院等で、助産または妊婦等の保健指導を業とし、その免許は女性に限られている。

保護観察

保護観察官の監督のもと、社会内で非行や犯罪に手を染めず、正しい生活を一定期間送ることをいう。少年非行の対応では、家庭裁判所の審判の結果、保護処分の1つとして扱われる。保護観察官をサポートする者として、保護司やBBSがある。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策の一環として2003（平成15）年から開始された事業。母子家庭の母等に対し、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の就業支援サービスを提供するとともに、関係機関との連携を図りながら地域生活の支援や養育費の取り決め等の専門相談を行う。

母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）

2016（平成28）年の母子保健法の改正で、市町村が必要に応じ、設置することが規定されたセンター（2017〔平成29〕年4月施行）。母子保健の相談に応じたり、母、乳幼児に対する支援を行ったり、保健医療機関や福祉機関と連携を行うことで母子の健康増進を図るものである。この機関は、児童虐待の発生予防として、妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援を提供する子育て世代の包括的支援の拠点的位置づけのものである。

母子健康手帳

市町村に妊娠の届け出をした者に対し、交付される（母子保健法16条）。母子健康手帳には、妊婦健康診査や乳幼児健康診査などの健康診査、訪問指導、保健指導の記録、予防接種の接種状況の記録が記載されることが規定されている。これらの手帳の記録により、母子に関わる専門職が、継続性・一貫性のあるケアを提供することを可能にする。

母子支援員

母子生活支援施設において、母子の生活指導を行う者をいう。任用資格として母子生活支援施設に配置されなければならない職員である。個々の母子の家庭生活および稼動の状況に応じながら、就労、家庭生活および児童の養育に関する相談および助言を行う等の支援を実施する。

母子父子寡婦福祉法

正式名称は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」。1964（昭和39）年「母子福祉法」が制定され、1981（昭和56）年「母子及び寡婦福祉法」に改正、2014（平成26）年からは現在の名称になっている。「母子家庭等」および「寡婦」の福祉を図ることを目的とする法律。「母子家庭等」とは、「母子家庭及び父子家庭」をいう。また、「寡婦」とは配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない女子として民法の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。この場合の「児童」とは20歳未満のものをいう。保育所の入所選考にあたっては、特別の配慮を有する。

母子・父子自立支援員

母子父子寡婦福祉法8条により規定。2014（平成26）年の改正から母子・父子自立支援員に名称変更された。母子家庭・父子家庭・寡婦に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を助け、その自立に必要な指導にあたり、改正法では、職業能力向上と求職活動に関する支援を行うことが追加された。

母子生活支援施設

配偶者のない女子またはこれに準ずる事情のある女子およびその者の監護すべき児童を入所させて、自立促進のための生活支援、退所者の相談援助を行うことを目的とした児童福祉施設。児童福祉施設の設備および運営に関する基準により母子支援員が配置されなければならない。

母子保健

国および地方公共団体は、母性並びに乳児および幼児の健康の保持および増進に努めなければならない

(母子保健法 5 条)。市町村は、母子保健計画の策定のほか、保健指導、新生児訪問指導、一定の条件にある幼児の健康診査、必要に応じた妊娠婦、乳児、幼児の健康診査、母子健康手帳の交付等を行うことになっている。

ぼしょけんほう 母子保健法

1965(昭和 40) 年制定。母性、乳児および幼児の健康の保持および増進を図るために、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じながら、国民保健の向上に寄与することを目的とした法律である。妊娠婦、乳児、幼児、保護者、新生児、未熟児に関する定義が規定されている。

ぼしょけんほう 母子保健法

1937(昭和 12) 年に 12 歳未満の子を有する貧困母子家庭救済のために制定された法律である。内容は、生活扶助、養育扶助、生業扶助、医療扶助等である。

みせいわんこうけんせいど 未成年後見制度

18 歳未満の児童の親権者の死亡、不在の際に、親権者の代わりに児童の監護、教育等、親権を実施する後見人のこと。家庭裁判所により選任される。2016(平成 24) 年に民法が改正され、親権の一時停止制度が成立した際に、未成年後見人制度も改正され、個人のほか、社会福祉法人等の法人も後見人になること、複数人の後見人で役割分担をして親権を実施することが可能になった。

よういくいりょう 養育医療

医学的な対応が必要な体重 2,000 グラム以下の児童に対し、適切な医療の提供を行ったり医療費を支給したりする制度。当初都道府県が実施していたが、2013(平成 25) 年度より市町村が実施することになった。

※平戸ルリ子「国家試験対策用語集」八重樫牧子・原葉子編『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度(第 4 版)』2020, pp.235-249 に基づき、加筆・修正を加えた。

ようしえんじどうとう 要支援児童等

乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のこと(児童福祉法 6 条の 3 第 5 項)。これは、同法の「要保護児童」(保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童)とは区別され、養育支援訪問事業の実施などにより、その養育が適切に行われることが望まれている児童をさす。

ようほこじどうたいさくちいきまよぎ 要保護児童対策地域協議会

地方公共団体は、要保護児童等(要保護児童、要支援児童、特定妊娠婦等)の適切な保護または支援を図るために、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない(児童福祉法 25 条の 2)。要保護児童およびその保護者に関する情報等の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとされている(同法 25 条の 2 第 2 項)。

ようほこじどうはっけんしゃつうこくぎむ 要保護児童発見者の通告義務

要保護児童を発見した者は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所に通告しなければならない(児童福祉法 25 条および児童虐待防止法 6 条)。児童委員を介して通告することもできる。罪を犯した満 14 歳以上の児童については、家庭裁判所に通告する。また、児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発見に努めなければならない(児童虐待防止法 5 条)。

りょういくいりょう 療育医療

児童福祉法 20 条に基づき、都道府県は、結核にかかっている児童に対し、療育にあわせて学習の援助を行うため、病院に入院させて療育の給付を行うことができる。この際に医療が給付される。